

<報道発表資料>

平成 26 年 6 月 20 日

特商法・行政処分情報

寝具などの訪問販売事業者 5 者に対する業務停止命令について

埼玉県は、本日、神奈川県内に本拠を置き寝具などの訪問販売を行っていた事業者 5 者に対し、特定商取引法の規定に基づき業務停止命令を行いました。

これらの事業者は、寝具などの販売が勧誘の目的であることを説明せず、「布団を見せてください。」などと告げて認知症などの高齢者宅を訪問し、勝手に家に上がり込み、消費者の承諾を得ずに商品を設置し、消費者が購入を断っているにも関わらず、契約書の記入を強要するなど、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていました。

●行政処分の概要

1 被処分事業者及び処分の内容

(1) 株式会社日本シンソーサービス及び株式会社ニッケンコーポレーション

両事業者は、所在地及び営業員が同一で、時期により名称を変えて勧誘・契約締結等の取引行為を実施しており、密接な関係が見られたため同時に処分したものです。

ア 株式会社日本シンソーサービスの概要

代表者 代表取締役 佐竹 叔子

所在地 神奈川県横浜市旭区中希望が丘 108

設立 平成 25 年 2 月 1 日

行政処分 業務停止命令 9 か月 (平成 26 年 6 月 21 日から平成 27 年 3 月 20 日まで)

イ 株式会社ニッケンコーポレーションの概要

代表者 代表取締役 尾崎 栄二

所在地 (登記上) 埼玉県坂戸市関間 3-12-53-624

(事実上) 神奈川県横浜市旭区中希望が丘 108

設立 平成 18 年 8 月 14 日

行政処分 業務停止命令 3 か月 (平成 26 年 6 月 21 日から平成 26 年 9 月 20 日まで)

(2) 有限会社紳来及びミナミこと野澤孝之

事業者は、野澤氏が「ミナミ」という屋号を用いて勧誘・契約締結等の取引行為を行っていましたが、商品の仕入れ、従業員の給与の支払い、資金管理などを(有)紳来が行っており、実体は(有)紳来であると見られたため同時に処分したものです。

ア 有限会社紳来の概要

代表者 代表取締役 飯塚 泰正

所在地 神奈川県相模原市南区新磯野 2-1-5

設立 平成14年11月12日

行政処分 業務停止命令6か月(平成26年6月21日から平成26年12月20日まで)

イ ミナミこと野澤孝之の概要

代表者 野澤 孝之

所在地 神奈川県相模原市南区新磯野 2-1-5

行政処分 業務停止命令3か月(平成26年6月21日から平成26年9月20日まで)

(3) 寝具総合サービス有限会社

代表者 取締役 加藤 牧人

所在地 神奈川県相模原市中央区東淵野辺 5-6-9

設立 平成16年5月11日

行政処分 業務停止命令6か月(平成26年6月21日から平成26年12月20日まで)

2 違反行為の内容

(1) 株式会社日本シンソーサービス及び株式会社ニッケンコーポレーション

ア 勧誘目的等不明示(特定商取引法第3条)

両事業者は、消費者に対し、用件を何も告げず又は「布団を見せてください。」などと告げるのみで商品の売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていませんでした。

イ 再勧誘(特定商取引法第3条の2第2項)

両事業者は、「たくさんあるからいらない」、「高いからいらない」などと言って勧誘を断っている消費者に対し、継続して勧誘していました。

ウ 契約書面不備記載(特定商取引法第5条第1項第1号)

両事業者は、本件商品の売買契約締結に際し、交付している当該契約の内容を明らかにす

る書面に商標又は製造者名を記載していませんでした。

エ 過量販売（特定商取引法第7条3号）

両事業者は、一人暮らしの高齢の消費者にとって日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は既に著しく超えていることを知りながら勧誘、販売していました。

オ 迷惑勧誘（特定商取引法第7条第4号に基づく特定商取引法施行規則第7条第1号）

両事業者は、消費者が承諾していない又は拒否しているにもかかわらず、消費者宅に上がり込んで寝室に商品を敷き、かつ、商品を購入する意思を示していないにもかかわらず、契約書面を出し、「名前と住所を書いてくれ」と言って契約を迫りました。

カ 判断力不足便乗（特定商取引法第7条第4号に基づく特定商取引法施行規則第7条第2号）

両事業者は、認知症等の高齢者に対しても勧誘を行い、その判断力の不足に乘じ契約を締結させていました。

キ 適合性原則違反（特定商取引法第7条第4号に基づく特定商取引法施行規則第7条第3号）

両事業者は、本件商品が高額であるにもかかわらず、無職で年金暮らしをしているような高齢者に対して、財産状況に照らして不要な支出を強いる契約の勧誘を行っていました。

(2) 有限会社紳来及びミナミこと野澤孝之

ア 勧誘目的等不明示（特定商取引法第3条）

両事業者は、消費者に対し、用件を何も告げず又は「布団を見せてください。」などと告げるのみで商品の売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていませんでした。また、消費者に対し、「ミナミ」という屋号を告げるのみで、登記簿上の名称「(有)紳来」を告げていませんでした。

イ 再勧誘（特定商取引法第3条の2第2項）

両事業者は、「たくさんあるからいらぬ」、「高いからいらぬ」などと言って勧誘を断っている消費者に対し、継続して勧誘していました。

ウ 契約書面不備記載（特定商取引法第5条第1項第1号）

両事業者は、本件商品の売買契約締結に際し、交付している当該契約の内容を明らかにする書面に法令で定める事項を正しく記載していませんでした。

エ 過量販売（特定商取引法第7条3号）

両事業者は、一人暮らしの高齢の消費者にとって日常生活において通常必要とされる分量

を著しく超えることとなること又は既に著しく超えていることを知りながら勧誘、販売して
いました。

オ 迷惑勧誘（特定商取引法第7条第4号に基づく特定商取引法施行規則第7条第1号）

両事業者は、消費者が商品を購入する意思を示していないにもかかわらず、契約書面を出
し、「名前と住所を書いてくれ」と言って契約を迫りました。

カ 判断力不足便乗（特定商取引法第7条第4号に基づく特定商取引法施行規則第7条第2号）

両事業者は、認知症等の高齢者に対しても勧誘を行い、その判断力の不足に乘じ契約を締
結させていました。

キ 適合性原則違反（特定商取引法第7条第4号に基づく特定商取引法施行規則第7条第3号）

両事業者は、本件商品が高額であるにもかかわらず、無職で年金暮らしをしているような
高齢者に対して、財産状況に照らして不要な支出を強いる契約の勧誘を行っていました。

(3) 寝具総合サービス有限会社

ア 勧誘目的等不明示（特定商取引法第3条）

事業者は、消費者に対し、用件を何も告げず又は「布団の点検に来ました。」などと告
げるのみで商品の売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていませ
んでした。

イ 再勧誘（特定商取引法第3条の2第2項）

事業者は、「たくさんあるからいらない」、「高いからいらない」などと言って勧誘を断
っている消費者に対し、継続して勧誘していました。

ウ 過量販売（特定商取引法第7条3号）

事業者は、一人暮らしの高齢の消費者にとって日常生活において通常必要とされる分量を
著しく超えることとなること又は既に著しく超えていることを知りながら勧誘、販売して
いました。

エ 迷惑勧誘（特定商取引法第7条第4号に基づく特定商取引法施行規則第7条第1号）

事業者は、消費者が承諾していない又は拒否しているにもかかわらず、消費者宅に上がり
込んで寝室に商品を敷き、かつ、商品を購入する意思を示していないにもかかわらず、契約
書面を出し、「名前と住所を書いてくれ」と言って契約を迫りました。

オ 判断力不足便乗（特定商取引法第7条第4号に基づく特定商取引法施行規則第7条第2号）

事業者は、認知症等の高齢者に対しても勧誘を行い、その判断力の不足に乘じ契約を締結

させていました。

カ 適合性原則違反(特定商取引法第7条第4号に基づく特定商取引法施行規則第7条第3号)

事業者は、本件商品が高額であるにもかかわらず、無職で年金暮らしをしているような高齢者に対して、財産状況に照らして不要な支出を強いる契約の勧誘を行っていました。

3 今後の対応策

(1) 株式会社日本シンソーサービス、株式会社ニッケンコーポレーション、有限会社紳来及び寝具総合サービス有限会社の場合

特定商取引法に基づく命令に違反した場合には、同法第70条の2及び第74条の規定により、法人が3億円以下の罰金、違反行為者が2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることがあります。

(2) ミナミこと野澤孝之の場合

特定商取引法に基づく命令に違反した場合には、同法第70条の2及び第74条の規定により、同事業者が300万円以下の罰金に、違反行為者が2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることがあります。

